



Foreword

自治研センター監事
(弁護士)

無期、有期労働者の待遇格差は改善されるのか

有 服部



無期、有期労働者の待遇格差をめぐり、二〇二〇年一〇月一三日に大阪医科大とアルバイト、東京メトロの子会社（メトロコマース）と契約社員、一五日に日本郵便と契約社員（東京、大阪、佐賀）との労使関係の最高裁判決が出ました。これらの最高裁判決が出てから労働契約上の不合理な点があつても伝えづらく、賃金センサスを見ると、有期労働者の賃金は無期労働者と比べて六・七割しかなく、それに加え、賞与も退職金もないとなると、より格差が広がってしまうという事情があつたからです。

無期転換申込権の創設、雇止め法理の法定化のほか、有期

であることによる不合理な労働条件の禁止を定めた改正労働契法が成立しました。

国会でも、改正労契法の趣旨について、有期労働契約の反復更新の下で生じる雇止めに対する不安を解消していくこと、有期であることによる不合理な労働条件を是正し、

無期、有期労働者の待遇格差ができる社会を実現することであると確認されました。

このうち、労契法二〇条で不合理な労働条件の禁止を法

定化したのは、雇止めの不安

と開催され、私は、日本労働

弁護団主催のオンライン研究

会に参加しました。

二〇一二年八月、五年を超えて更新された有期労働者の

無期転換申込権の創設、雇止

め法理の法定化のほか、有期

であることによる不合理な労

働条件の禁止を定めた改正労

働契法が成立しました。

二〇一二年八月、五年を超えて更新された有期労働者の

無期転換申込権の創設、雇止

め法理の法定化のほか、有期

であることによる不合理な労

働条件の禁止を定めた改正労

働契法が成立しました。

二〇一八年一〇月に、待遇

格差をめぐり、初めての二事

件の最高裁の判決が出て、そ

れに続いて判断されたのが、

二〇二〇年一〇月の五事件で

でした。

最高裁は、大阪医科大事件

では賞与などの支給を認め

ず、メトロコマース事件では

退職金の支給を認めませんで

した。他方、日本郵便事件では

年末年始手当、病気休暇、夏

期冬期休暇、年始祝日給、扶

養手当の支給を認めました。

賞与や退職金の不支給を適

法とした理由の一つが「職務

を遂行し得る人材の確保やそ

のであることが必要です。

無期、有期労働者の待遇格

差の問題は、まだ決着してい

ません。

なお、無期、有期労働者の

待遇格差を是正するため、無

期労働者の待遇を不利益に変

更する場合には、原則として

労使の合意が必要であり、就

業規則の変更により合意なく

不利益に変更する場合であつ

ては、その変更は合理的なも

のであることが必要です。

最高裁は、大阪医科大事件では賞与などの支給を認めず、メトロコマース事件では退職金の支給を認めませんでいた。他方、日本郵便事件では年末年始手当、病気休暇、夏期冬期休暇、年始祝日給、扶養手当の支給を認めました。

無期、有期労働者の待遇格差の問題は、まだ決着していません。

無期、有期労働者の待遇格差を是正するため、無期労働者の待遇を不利益に変更する場合には、原則として労使の合意が必要であり、就業規則の変更により合意なく不利益に変更する場合であつては、その変更は合理的なものであることが必要です。

無期、有期労働者の待遇格差を是正するための明確な法的規範は存在しないため

に有効な法的対応策がなかつ